

デイサービスの見直しに係るQ&A

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問1 本市では指定通所介護の事業の用に供する設備は「専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない」(基準省令第95条第2項)こと、また、指定通所介護の提供に支障を来たすおそれがあることから、指定通所介護の設備を利用しての宿泊サービスの提供は認めていない。「宿泊サービス」を介護保険法の枠内にて規定することは、「指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供すること」の実施を公的に認めることとなるが、指定権者として、「宿泊サービス」の実施を認めなければならないのか。それとも、指定権者の判断で「宿泊サービス」の実施そのものを認めないことは可能か。

(答)

- 1 指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを実施している事業所について、省令を改正し届出を求めることとする趣旨は、泊まりの環境が十分でない等の問題点が指摘される中で、宿泊サービスが実施されている場合、利用者保護の観点から、通所介護の利用者に対するサービス提供に支障がないかどうかを指定権者が適切に判断できるように、宿泊サービスの実態を把握する必要があるためである。
- 2 他方、指定通所介護事業所の設備を利用する介護保険制度外の宿泊サービスについて、指定通所介護の利用者に対するサービス提供に支障があると認められる場合には、指定通所介護事業所の設備を利用することを認めないとするのが可能であることについては、従来と同様である。
- 3 なお、「指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供すること」は、あくまでも介護保険外で実施されるものであり、指定通所介護の設備を目的外に使用することについて届出等の対象とするものであって、介護保険法の枠内に位置付けようとするものではない。

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問2 平成27年4月から指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事等に届け出ることとしているが、地域密着型通所介護で行われる場合の届出先は市町村長と考えてよろしいか。

(答)

お見込みのとおり。

なお、小規模の通所介護事業所の地域密着型サービスへの移行時期は平成28年4月1日であることから、それまでの間、届出先は都道府県知事となることに留意されたい。

【夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合】

問3 来年度から総合事業に移行する介護予防通所介護についても、平成30年3月までの経過措置期間中に「宿泊サービス」を実施する場合は指定権者への届出が必要か。

(答)

予防給付に係る経過措置期間中の平成30年3月末までの間に、介護予防通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを実施する場合には、指定権者の都道府県知事への届出が必要である。

問4 第6期においては、地域密着型通所介護事業所の新たな事業所を整備しないことを考えている。この場合、介護保険事業計画の日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの整備目標として、地域密着型通所介護の整備計画数を0とすることで、事業所の申請を拒むことができるのかご教示願いたい。

(答)

1 地域密着型サービスについては、次の場合に限り指定しないことができる。

- ① 介護保険事業計画において定める日常生活圏域内等における必要利用定員総数に既に達している時などにおける、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設に係る指定申請
- ② 定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスについて、公募指定を採用している場合における、当該公募によらない指定申請

2 一方、市町村長は、地域密着型サービスの指定を行うに当たって、関係者の意見の反映（介護保険法第78条の2第7項）や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付する（介護保険法第78条の2第8項）ことができることとされている。

【地域密着型通所介護について】

問5 小規模の通所介護については、地域密着型通所介護に移行するが、地域密着型通所介護については、公募により事業所を指定することができるという理解でよいか。また、このことは、介護保険法施行規則第131条の15に地域密着型通所介護が追加される定めとなるのか。

(答)

- 1 介護保険法第78条の13に規定する公募により事業所を指定することができるのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスであり、地域密着型通所介護については位置付けられていない。
- 2 一方、市町村長は、地域密着型サービスの指定を行うに当たって、関係者の意見の反映（介護保険法第78条の2第7項）や当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付する（介護保険法第78条の2第8項）ことができることとされている。

【地域密着型通所介護について】

問6 地域密着型へ移行した小規模通所介護における運営推進会議については、事業所数が多数ある地域においては、会議出席者（自治会長、老人クラブ会長、民生委員等）が多くの事業所で重複する可能性があり、出席者の負担が非常に重くなるため、会議の開催を努力義務に留めるような基準の緩和を検討して頂けないか。

(答)

地域密着型通所介護における運営推進会議については、事務負担軽減の観点から、他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数より緩和し、おおむね6月に1回以上開催することとしている。

【地域密着型通所介護への移行について】

問7 小規模な通所介護事業所が地域密着型サービスへ移行する時期については、市町村の事務負担も考慮し、平成28年4月に施行することとし、市町村の運営基準等の条例制定についても施行から1年間の経過措置を設けているため、最も遅い場合には、平成29年3月31日施行で条例を制定することも可能としているとあるが、平成29年4月1日施行ではないのか。

(答)

法令上、平成29年3月31日施行で条例を制定する必要がある。

【地域密着型通所介護への移行について】

問8 施行日の前日までの届出定員が18人以下で地域密着型通所介護とみなされた事業所から、定員を19人以上とする変更届があった場合には、施行日に遡って地域密着型通所介護とはみなされなかったことになるのか。

(答)

定員を19人以上とする場合には、通所介護となるため、市町村長に事業の廃止を届け出るとともに、新たに都道府県知事に指定申請を行う必要がある。

【地域密着型通所介護への移行について】

問9 地域密着型通所介護のみなし指定の辞退を申し出た事業所には、介護保険法第75条第2項による廃止届を出させるのか。

(答)

- 1 みなし指定の辞退については、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第71号）」附則第4条の規定により
 - ① 当該申出に係る指定居宅サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所
 - ② 医療介護総合確保推進法附則第20条第1項本文に係る指定を不要とする旨の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を所管する都道府県知事及び市町村長に提出して行う（指定都市等の区域に所在する事業所に係る申出については、指定都市等の長に提出して行う）こととしているが、この取扱いは、あくまで、みなし指定の辞退であり、別途廃止届は提出する必要がある。（単に事業所を廃止する場合は廃止届のみの提出でよい。）
- 2 例えば、同一法人が経営するY事業所（利用定員が18人以下の通所介護事業所）をX事業所（利用定員が19人以上の通所介護事業所）のサテライト事業所とする際には、Y事業所のみなし指定の辞退と同時に、Y事業所の廃止届、X事業所の名称所在地の変更届の提出が必要であるが、Y事業所をサテライト事業所とするものの適否について指定権者に事前に相談するよう指導することが適当である。

【地域密着型通所介護への移行について】

問10 休止中の事業所は、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となるのか。

(答)

休止中の事業所もみなし指定の対象となる。

【地域密着型通所介護への移行について】

問 11 休止中の定員 19 人以上の事業所が、施行後に定員 18 人以下で事業を再開する場合の手続きは、都道府県への廃止届、市町村への新規指定申請となるのか。

(答)

お見込みのとおり。

【地域密着型通所介護への移行について】

問 12 平成 28 年 4 月 1 日法施行だが、市町村の条例制定は施行から 1 年の経過措置が設けられているが、事業者の移行も平成 29 年 3 月 31 日までに移行すればいいのか。

(答)

利用定員が 18 人以下の通所介護事業所は、平成 28 年 4 月 1 日にみなし指定により地域密着型通所介護事業所となる。

なお、市町村が条例制定するまでの基準等については、基本的に厚生労働省令で定める基準が適用される。

【地域密着型通所介護への移行について】

問 13 「利用定員は事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものである」とのことですが、事業所が地域密着型通所介護に移行することを逃れるため、意図的に月曜日を定員 19 人（1 単位目）とし、火～金曜日を定員 10 人（2 単位目）に変更する旨の届出を行った場合についても、通所介護として取扱いしなければならないのでしょうか。

(答)

事業所の利用定員の届出が 19 人以上であれば、通所介護事業所として取り扱われる。

なお、その場合、基本報酬については、通常規模型通所介護費を算定することとなる。

【地域密着型通所介護への移行について】

問 14 政令で定める施行日（平成 28 年 4 月 1 日施行）の前日において、他市町村（ア）の被保険者 A が地域密着型となる通所介護事業所を利用している場合は、当該通所介護事業所は他市町村（ア）のみなし指定を受けるが、これは当該他市町村（ア）の当該利用者 A のみについてであり、当該利用者 A 以外の他市町村（ア）の別の利用者 B（施行後に新たに利用する者）については、みなし指定の効果は及ばない（B が利用するためには、改めて当該利用者 B について他市町村（ア）の地域密着型の指定を受ける必要がある）と考えてよいか。

(答)

お見込みのとおり。

【権限移譲に伴う事務負担の軽減等について】

問 15 指定市町村事務受託法人に関して、当県においては、指定実績がないため、活用できない。市町村レベルで指定できるものではないことから、どのように対応すべきか。

(答)

- 1 指定市町村事務受託法人は、介護保険法第 24 条の 2 第 1 項に規定する事務を適正に実施することができるものとして、都道府県知事が指定するものであるが、要介護認定調査事務においては、半数以上の都道府県において指定市町村事務受託法人の活用実績があるところである。
- 2 他都道府県の取組も参考にされつつ、関係市町村と都道府県の間で十分協議していただき、その活用について検討していただきたい。

【権限移譲に伴う事務負担の軽減等について】

問 16 運営推進会議の開催回数の緩和は、地域密着型通所介護のみが対象となる理由は何か。
また、1つのサービスのみを緩和しても、既に同日重複開催となっている現状であることから、事務軽減とはならないのではないか。

(答)

- 1 小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行に伴い、市町村の事務負担軽減の観点から、他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数より緩和（おおむね6月に1回以上開催）することとしたところである。
- 2 なお、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所等を併設している場合等においては、まとめて運営推進会議を開催することも可能である。

【権限移譲に伴う事務負担の軽減等について】

問 17 地域密着型通所介護の指定申請等の事務、実地調査の委託先について、具体的にどのような委託先があると考えられるのか。

(答)

事業所の指定申請、変更等に係る受付事務を公益財団法人に委託している例や、事業所の実地調査に係る事務を特定非営利活動法人や一般社団法人に委託して実施している事例があり、こうした事例も参考に検討されたい。

【権限移譲に伴う事務負担の軽減等について】

問 18 小規模通所介護が地域密着型通所介護へ移行することにより、運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置が緩和（努力義務）されるということは、運営委員会における地域密着型通所介護の審査を省略することができるかと解してよいか。

(答)

市町村の事務負担軽減の観点などから、今回の改正により意見反映のための措置について努力義務としたところであるが、関係者の意見聴取はできる限り実施していただきたいと考えている。

【権限移譲に伴う事務負担の軽減等について】

問 19 権限移譲に伴う事務負担の軽減のため、必要に応じて市町村事務受託法人の活用を検討されたいとのことだが、市町村事務受託法人の指定は政令指定都市・中核市も含めて都道府県より権限移譲されていないものと理解している。権限移譲に伴う事務負担の軽減のための市町村事務受託法人の指定ということであれば、当該市町村の責任において法人を指定するべきであると考えるが、政令指定都市・中核市も含めて、当該指定が権限移譲されていない理由をご教示いただきたい。

(答)

平成 18 年度の介護保険法の改正により、要介護認定調査の見直しや保険者機能の強化に伴い、保険者の事務量の増加が見込まれたため、保険者事務支援の観点から、保険者事務の一部を一定の要件を満たした「指定市町村事務受託法人」に委託できる規定を設けたところであるが、公正・中立を確保しつつ、保険者事務を支援する観点から「指定市町村事務受託法人」は、都道府県知事が指定することとしているところである。

【権限移譲に伴う事務負担の軽減等について】

問 20 市町村の役割分担中、「集団指導」及び「実地指導」について、「市町村事務受託法人への委託を推進」するものとされているが、市町村に係る当該事務・権限の根拠は、現行の法第 23 条（文書の提出等）の範囲に既に含まれる（今後の法改正等を要しない）ものと解して差支えないか。また、改正後の法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号が委任する省令事務について、当該事務に関する内容について今後改正が予定されているかご教示いただきたい。

(答)

お見込みのとおり。なお、改正後の法第 24 条の 2 第 1 項第 3 号が委任する省令事務について、改正の予定はない。

【小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行】

問 21 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行について、経過措置により宿泊室を設けていない事業所は宿泊サービスを提供できないが、このことによる報酬の減算は予定されていないのか。

(答)

- 1 小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所に移行する際に、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所として必要な宿泊室の設置については、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、整備に係る猶予期間として経過措置を設けることとしている。
- 2 経過措置期間中においても、宿泊室が設けられていないこと以外は、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての人員基準等を満たす必要があることから、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所としての通いサービス及び訪問サービスに係る人員基準を満たさない場合は、人員欠如減算（70/100）の対象となる。
- 3 宿泊室を経過措置期間中に設けないことをもっての減算はないが、宿泊サービスに関しては、本体事業所において適切に提供する必要がある。

【小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行】

問 22 小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所への移行について、経過措置期間中に、宿泊室の整備を計画どおりに実施することができずに廃止した事業所に対するペナルティはあるのか。

(答)

- 1 事業所が廃止された場合には利用者に不利益が生じる可能性があることから、利用者保護の観点から、市町村におかれては、当該事業所が着実に宿泊室の整備を行い、基準を満たすことが可能な事業所なのかどうか提出された整備計画を踏まえ適切に判断するとともに、経過措置期間中に宿泊室が整備されるように適切に指導されるようお願いしたい。
- 2 なお、経過措置期間中に宿泊室が整備されず、小規模多機能型居宅介護事業所としての要件を満たさない場合には、事業所の指定が取り消されることとなる。

【通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所への移行】

問 23 小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行の趣旨（「地域との連携や運営の透明性の確保」、「地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備」）と、小規模な通所介護事業所を、サテライト事業所として指定を受けずに開設できるとすることは矛盾しないのか。

(答)

小規模な指定通所介護事業所が通常規模型や大規模型のサテライト事業所となるためには、職員管理の一元的な運用や本体事業所との間の相互支援体制が確保されているなどの一定の要件を満たし、事業所全体として一体的に運営されていることが必要であり、地域密着型サービスではなく、指定通所介護事業所として運営されることとなる。

【通所介護（大規模型・通常規模型）のサテライト事業所への移行】

問24 平成11年9月17日老企第25号による、いわゆる「サテライト事業所」について、本県では、指定を受けない事業所の乱立を防ぐために山間部や離島などで独立した事業所の開設が困難な場合に限って認める取扱いをしているが、今回の改正に伴う小規模な通所介護事業所のサテライト事業所への移行についても同様な取扱いとして差し支えないか。

(答)

- 1 事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとなっているが、例外的に、職員管理の一元的な運用や本体事業所と出張所等との間の相互支援体制が確保されているなどの一定の要件を満たす場合は、本体の事業所に含めて指定できるため、各指定権者に適切に判断され、指定されるものと考えている。
- 2 各都道府県等の指定権者におかれては、地域の実情等を踏まえ、サービス提供体制の整備、効率的な事業実施や経営の安定性の確保の観点から、サテライト事業所の積極的な活用を図られたい。